

ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画見直し案の考え方

1. 本年2月8日に取りまとめていただいた報告書（「PCB 廃棄物の期限内処理の早期達成に向けた追加的方策について ～ 確実な処理完了を見据えて～」）において、PCB 廃棄物の期限内処理を確実なものとするため、その検討結果を踏まえた基本計画の見直しを行うことが適当であるとされていることを受け、当該報告書の記載内容を基本計画の見直し案に反映。
2. 改正 PCB 特措法においては、高濃度 PCB 使用製品の所有事業者及び高濃度 PCB 廃棄物の保管事業者の責務が新たに設けられるとともに、都道府県等の立入検査、報告徴収、改善命令、行政代執行等が盛り込まれていることから、これらに基づく措置を、基本計画の見直し案に位置付け。
併せて基本計画の見直し案の構成も改正 PCB 特措法第6条第2項の規定に併せて見直し。

(PCB特措法関係条文新旧対照表)

現 行	改 正 案
<p>第六条 2 ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。 (新設)</p> <p>二 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の発生量、保管量及び処分量の見込み (新設)</p> <p>三 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理施設の整備その他ポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な処理を確保するために必要な体制に関する事項 (新設)</p> <p>三 前二号に掲げるもののほか、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な処理の推進に関する必要な事項</p>	<p>第六条 2 ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。</p> <p>一 <u>ポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な処理の推進に関する基本的な方針</u></p> <p>二 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の発生量、保管量及び処分量の見込み</p> <p>三 <u>ポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な処理を計画的に推進するために必要な措置に関する事項</u></p> <p>四 <u>ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理施設の整備その他ポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な処理を確保するために必要な体制に関する事項</u></p> <p>五 <u>政府が保管事業者としてそのポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な処理のために実行すべき措置に関する事項</u></p> <p>六 <u>前各号に掲げるもののほか、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な処理の推進に関し必要な事項</u></p>

3. PCB 特措法改正案の国会審議の内容を反映（参考資料2参照）